

静岡労働局からのお知らせ

外国人を雇用する場合のルールが平成19年10月1日から新しくなります。

外国人雇用状況届出等の義務化

- ◆ 外国人（特別永住者を除く）の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格、在留期限、国籍などを厚生労働大臣（管轄のハローワーク）に届け出ることが義務付けられます。
- ① 雇用保険の被保険者である外国人の場合は、雇用保険の被保険者資格の「取得届」又は「喪失届」により届出してください。
- ② 雇用保険の被保険者でない外国人の場合は、所定の届出様式により届出してください。
- ③ 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人の場合には、所定の届出様式により平成20年10月1日までに届出してください。所定の様式については、各ハローワークでお渡しいたします。また、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/gaikokujin.html>

- * 届出の提出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、罰金の対象となることがありますのでご注意ください。

外国人労働者雇用管理の改善等のための指針

- ◆ 指針には事業主の方が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理などが策定されていますので、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

- * 詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください。

URL <http://www.shizuokaroudokyoku.go.jp>